

流山市の給与・定員管理について

給与・定員管理等の公表は、『「地方公共団体における職員給与等の公表について」の一部改正について』（令和5年3月20日総行給第13号）の様式記載要領などに準じて掲載しているものです。

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

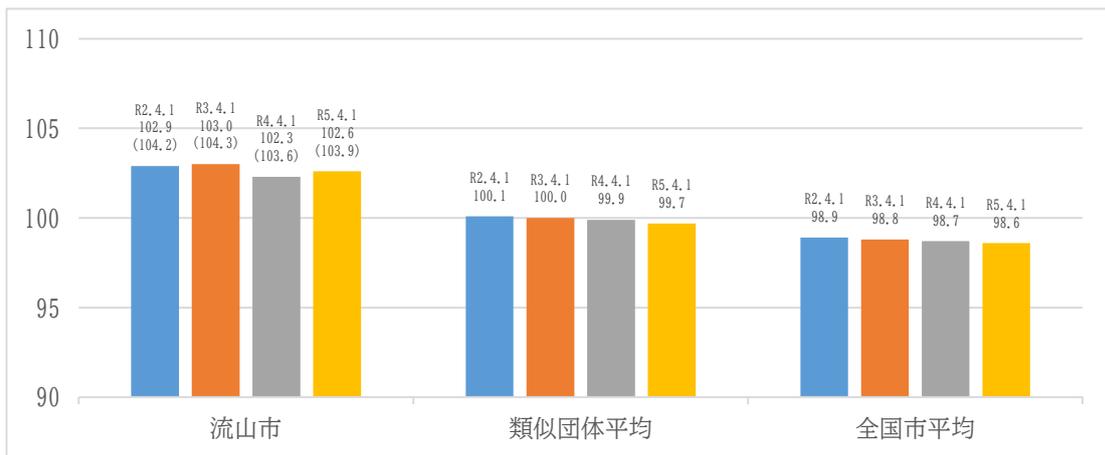
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 (千円) A	実質収支 (千円)	人件費 (千円) B	人件費率 (%) B/A	(参考) 令和3年度の人件 費率 (%)
流山市	208,401	77,037,826	2,231,537	10,356,516	13.4%	12.1%
我孫子市	130,964	50,491,549	1,137,475	8,126,588	16.1%	15.5%
野田市	153,661	59,323,036	1,622,561	9,570,570	16.1%	15.1%
柏市	433,733	155,887,030	5,913,504	25,376,688	16.3%	16.0%
松戸市	497,120	183,865,661	7,022,323	29,003,711	15.8%	15.6%
鎌ヶ谷市	109,564	40,716,870	2,498,463	6,808,764	16.7%	16.1%

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 (人) A	給与費				1人当たり 給与費 B/A (千円)	類似団体平 均1人当 たり給与費
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	計 B (千円)		
4年度	1,069	3,888,758	1,063,052	1,591,565	6,543,375	6,121	6,522

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。また、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み。

本市では、過去の人口急増期に職員を大量に採用し、職員の年齢構成が国と異なる等により、ラスパイレス指数が100を超えています。また、学歴に関係なく、職員本人の意欲や人事評価の結果、職務遂行能力に応じて部・課長に昇任させているため、高校・短大卒の職員に係るラスパイレス指数が特に高い水準となっています。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し [実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合にはその理由））

改定実施時期	平成28年4月1日
実施内容	給料表の見直しについては、給料月額を平均2.1%引き下げました。 激変緩和のため、2年間（平成30年3月31日まで）経過措置（現給保障）を実施しました。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

国基準6%に対し、流山市においては7.3%を支給。（令和5年度）

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当については、国と同様に見直しを実施しました（平成28年4月1日実施）。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	平均給与月額 (国比較ベース) (円)
流山市	38.3	303,271	427,382	357,008
我孫子市	39.8	308,295	398,531	-
野田市	42.8	325,951	435,383	-
柏市	39.2	301,063	396,677	-
松戸市	41.7	312,307	425,871	-
鎌ヶ谷市	41.4	296,925	393,832	-
千葉県	40.0	303,122	405,893	-
国	42.4	322,487	-	404,015
類似団体	41.9	317,753	431,129	378,405

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (A) (円)	平均給与月額 (国比較ベース) (円)	対応する 民間の類 似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (B) (円)	
流山市	51.0	70	311,456	365,767	342,273	-	-	-	-
うち学校給食員	54.7	19	338,716	378,921	370,913	飲食物調理従事者	45.5	260,000	1.5
うち清掃職員	51.5	21	330,724	418,726	365,111	廃棄物処理業	47.3	310,800	1.3
うち用務員	62.1	2	255,200	280,849	273,829	他に分類されない 運搬・清掃・包装 等従事者	49.1	241,700	1.2
我孫子市	54.5	23	361,109	426,349	-	-	-	-	-
野田市	57.2	40	308,698	355,840	-	-	-	-	-
柏市	57.3	83	323,173	368,410	-	-	-	-	-
松戸市	55.3	198	296,373	346,474	-	-	-	-	-
鎌ヶ谷市	55.1	4	380,600	423,050	-	-	-	-	-
千葉県	52.6	-	298,707	355,761	-	-	-	-	-
国	51.2	1,941	286,942	-	329,178	-	-	-	-
類似団体	52.0	95	323,236	387,726	365,170	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C) (円)	民間 (D) (円)	C/D
流山市	-	-	-
うち学校給食員	6,144,418	3,483,900	1.8
うち清掃職員	6,683,250	4,321,100	1.5
うち用務員	4,044,082	3,253,900	1.2

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています (令和2年～4年の3年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③消防職

区分	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)
流山市	35.6	282,304	379,943
我孫子市	37.9	299,344	391,945
野田市	35.2	280,794	384,695
柏市	36.8	294,647	395,033
鎌ヶ谷市	38.4	307,469	386,238
類似団体	38.8	306,951	414,963

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分		初任給(円)	
一般行政職	流山市	大学卒	191,700
		高校卒	158,900
	千葉県	大学卒	191,700
		高校卒	158,900
	国	大学卒 総合職	189,700
		大学卒 一般職	185,200
高校卒 一般職		154,600	
技能労務職	流山市	高校卒	158,900
	千葉県	高校卒	156,800

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在) 単位:円

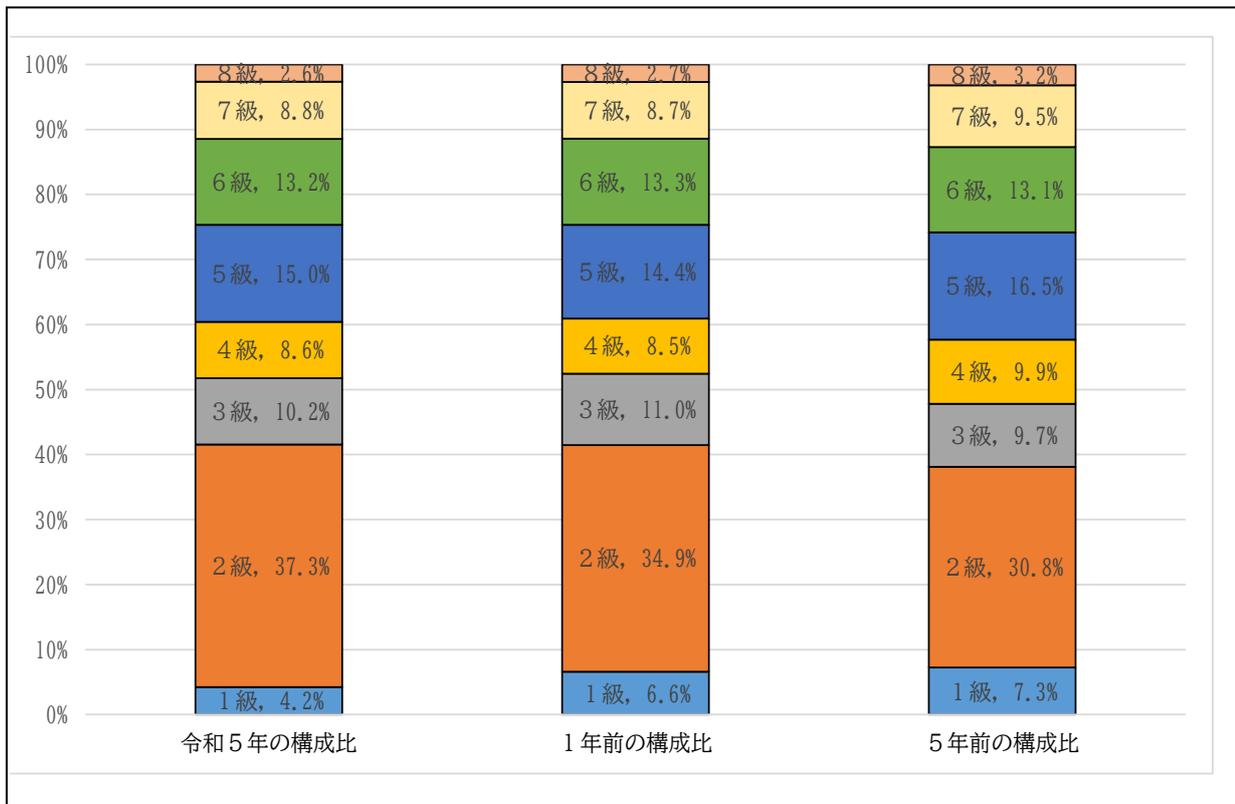
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	流山市	大学卒	255,559	365,200	419,560	422,875
		高校卒	-	325,500	-	403,800
技能労務職	流山市	大学卒	-	-	361,200	-
		高校卒	-	-	327,875	362,800
消防職	流山市	大学卒	-	327,500	-	-
		高校卒	232,520	325,067	-	405,567

3 一般行政職の級別職員数等の状況

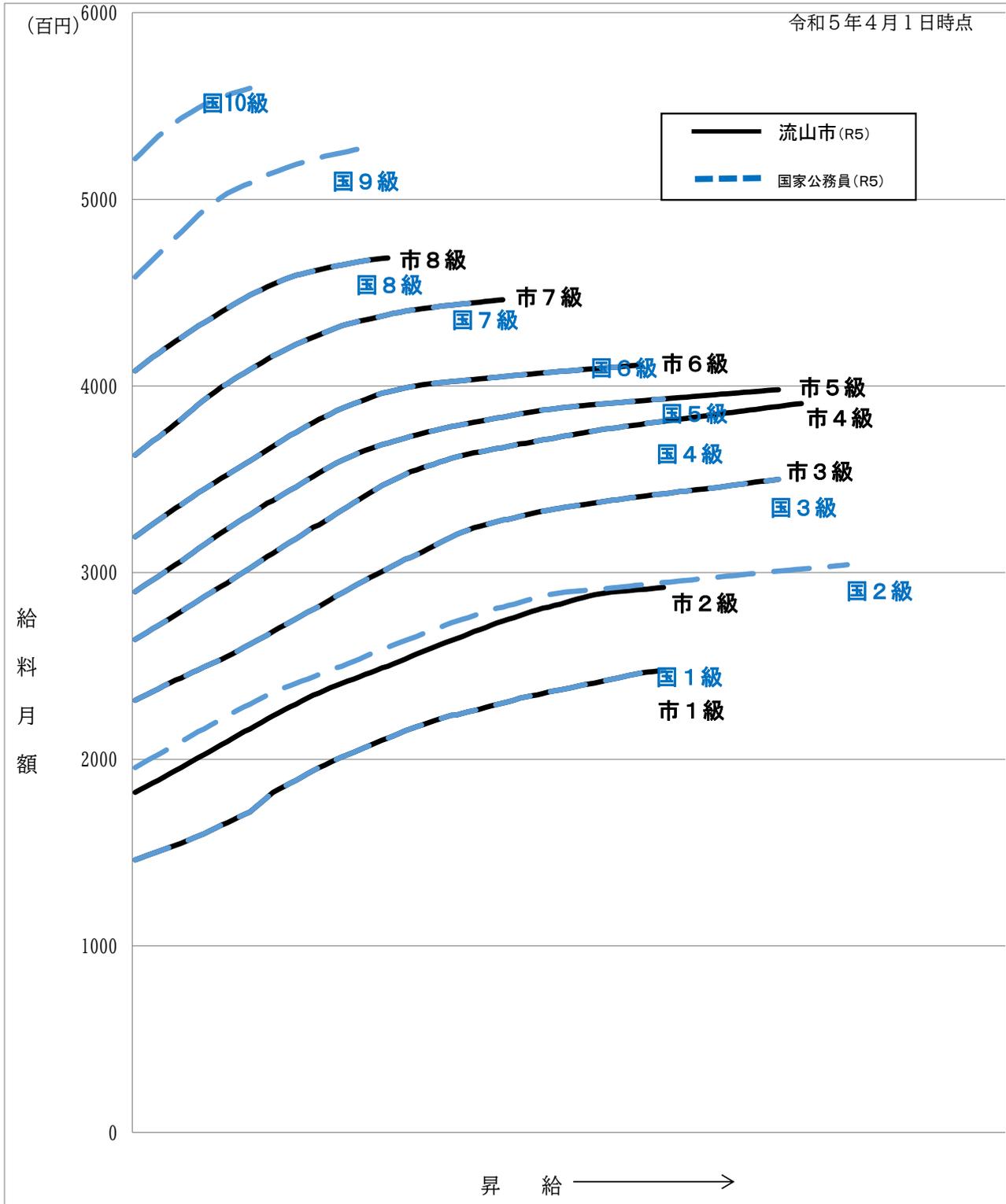
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比	1号給の給料 月額(円)	最高号給の給 料月額(円)
1級	事務員/技術員	24	4.2%	150,100	247,600
2級	主事/技師	212	37.3%	185,200	292,100
3級	副主査/主任主事/主任技師	58	10.2%	234,400	350,000
4級	主査	49	8.6%	266,000	390,600
5級	係長/主任主査	85	15.0%	290,700	398,000
6級	課長補佐	75	13.2%	319,200	411,200
7級	次長/課長	50	8.8%	362,900	446,200
8級	部長/事務局長	15	2.6%	408,100	468,600
合計		568	100.0%	-	-

- (注) 1 流山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 構成比の合計は端数処理の関係上100%にならない場合があります。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の反映状況（一般行政職）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ	人事評価を活用していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（令和4年度）

区分	流山市	千葉県	国
1人当たり平均支給額（円）	1,395,634	-	-
期末手当支給割合（月分）	2.40 (1.35)	2.40 (1.35)	2.40 (1.35)
勤勉手当支給割合（月分）	2.00 (0.95)	2.00 (0.95)	2.00 (0.95)
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算7～20%	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算5～20% 管理職加算15%、25%	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

（注）1人当たりの平均支給額は、特別職3人を除きます。

○勤勉手当への人事評価の反映状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

区分	流山市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）	
1人当たり平均支給額	637,000円	21,589,000円	-	-

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）	316,042,401円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	267,379円
支給対象地域	全地域
支給率	7.3%
支給対象職員数	1,182人
国の制度（支給率）	6.0%

(4) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算)	27,886,425円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	124,493円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和4年度)	18.4%
手当の種類 (手当数) (令和5年4月1日現在)	19手当

手当の名称	主な対象職員及び支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価			
徴収手当	市税の滞納整理又は国民健康保険料、し尿の汲取り手数料若しくは市営住宅の家賃等の徴収に従事した者	74,400円	日額	400円		
税務調査手当	市税の課税調査に従事した者	206,800円	日額	400円		
用地交渉手当	用地交渉の業務に従事した者	13,050円	日額	450円		
電気等主任技術者手当	電気主任技術者又はボイラータービン主任技術者である者	120,000円	月額	5,000円		
病害虫防除等手当	病害虫の防除作業に従事した者	-	日額	330円		
火災出動手当	消防職員で火災・救助のため出動した者(高所作業手当の支給対象となる者を除く。)	午後8時から翌日の午前6時までの間の出動	機関員である者	65,000円	1回	650円
			機関員でない者	110,500円	1回	500円
		上記以外の時間の出動	機関員である者	160,160円	1回	520円
			機関員でない者	285,600円	1回	400円
救急出動手当	消防職員で救急のため出動した者	午後8時から翌日の午前6時までの間の出動	機関員である者	986,560円	1回	320円
			機関員でない者	1,556,250円	1回	250円
		上記以外の時間の出動	機関員である者	2,223,260円	1回	260円
			機関員でない者	3,469,800円	1回	200円
救急救命士手当	消防職員で救急救命処置に従事する者	1,754,545円	月額	5,000円		
高所作業手当	消防職員で地上10メートル以上の高所において消火若しくは救助の作業又は高度な訓練に従事した者	午後8時から翌日の午前6時までの間の出動	消火又は救助の作業に従事した者	2,040円	1回	680円
			上記以外の時間の出動	2,750円	1回	550円
		高度な訓練に従事した者	101,475円	日額	550円	
危険手当	人体に危険を及ぼす業務に従事した者	-	日額	500円		
災害等危険作業手当	震災、風水害の警戒、応急・復旧措置並びに救難、事故処理等の危険な業務に従事した者(防疫手当及び清掃業務手当の支給対象となる者を除く。)	1,050円	日額	350円		
行旅病人取扱手当	行旅病人の取扱いをした者	-	1件	1,500円		
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱いをした者	-	1件	3,000円		
社会福祉手当	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条に定める者	2,004,240円	月額	4,200円		
防疫手当	防疫業務に従事した者	-	日額	330円		
	新型コロナウイルス感染症対策に係る業務	1,164,000円	日額	3,000円		
	新型コロナウイルス感染症対策に係る業務(身体接触又は長時間)	9,556,000円	日額	4,000円		
清掃業務手当	清掃作業の自動車の運転に従事した運転士	17,500円	日額	280円		
	塵芥処理に従事した機械管理員又は作業員	3,270,300円	日額	550円		
	し尿処理に従事した機械管理員	442,750円	日額	550円		
特殊車両等運転手当	トラクター、ショベルカー、ロードローラー又はブルドーザー等の特殊車両(以下「特殊車両」という。)の運転に従事した者	65,720円	日額	530円		
	本務として乗車定員30人以上又は最大積載量6,500キログラム以上の自動車(以下「大型自動車」という。)の運転に従事した者	-	日額	330円		
	本務として自動車(特殊車両及び大型自動車を除く。)の運転に従事した者	43,375円	日額	250円		
廃棄物処理施設技術管理者手当	廃棄物処理施設技術管理者である者	120,000円	月額	5,000円		
臨時運転手当	自動車の運転を本務としない者で専任の運転士に代わって土木作業用又は清掃作業用自動車を運転した者	69,300円	日額	220円		

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	244,951,304円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	255,957円
支給実績（令和3年度決算）	237,306,335円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	251,118円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	流山市における手当の内容及び支給単価	国の制度と内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	○配偶者6,500円 ○配偶者以外の扶養親族 子 10,000円 子以外 6,500円 (16歳～22歳の子1人につき、 5,000円加算)	同じ	93,359,037円	231,660円
住居手当	借家の場合（家賃16,000円を超える場合に限る）家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同じ	85,093,527円	313,998円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 6か月を超えない期間で低廉な 定期券・回数券等の価格を一括 支給 ○乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて5,100円～ 32,830円を支給	○電車・バスを利用する場合 月額55,000円を限度として、6 か月を超えない期間で低廉な定 期券・回数券等の価格を一括支 給 ○乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～ 31,600円を支給	108,825,625円	117,269円
管理職手当	○5級～8級の管理職に支給 8級（部長相当職） 87,800円 7級（課長相当職） 69,700円 6級（課長補佐相当職） 56,300円 5級で管理職である者（指導主 事、管理主事） 48,500円	○管理又は監督の地位にある職 員の官職のうち、規則で指定す る官職を占める職員に対し支給 ○俸給の特別調整額における職 務の級や区分に応じて46,300円 ～139,300円を支給	161,511,100円	737,494円
休日勤務手 当	○祝日に勤務した職員に通常の 時間単価に135/100を乗じた額を 支給 ○年末年始に勤務した職員に通 常の時間単価に150/100を乗じた 額を支給	○祝日及び年末年始に勤務した 職員に通常の時間単価に135/100 を乗じた額を支給	56,437,146円	289,421円
夜間勤務手 当	正規の勤務時間として深夜（午 後10時～翌日午前5時）に勤務 した職員に通常の時間単価に 25/100を乗じた額を支給	同じ	7,416,860円	45,502円
管理職員特 別勤務手当	管理職が、臨時又は緊急の必要 等により平日深夜（午前0時～ 午前5時）又は週休日等に勤務 した場合に支給 ○週休日等の場合 勤務1回につき、職務の級に応 じ4,000円～10,000円（6時間 を超える勤務は5割増） ○平日深夜の場合 勤務1回につき、職務の級に応 じ2,000円～5,000円	○俸給の特別調整額の区分等 に応じて、週休日等の勤務につ いては勤務1回につき6,000円～ 18,000円（6時間を超える勤務 は5割増）、平日深夜については 3,000円～6,000円を支給	2,659,000円	25,816円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分		給料月額等					
		流山市	我孫子市	野田市	柏市	松戸市	鎌ヶ谷市
給料	市長	926,500円	846,000円	972,000円	961,000円	1,050,000円	900,000円
	副市長	800,000円	724,000円	831,000円	790,000円	860,000円	780,000円
報酬	議長	547,900円	530,000円	547,000円	668,000円	720,000円	505,000円
	副議長	488,100円	470,000円	492,000円	597,000円	660,000円	455,000円
	議員	458,250円	440,000円	450,000円	577,000円	590,000円	430,000円
区分		支給割合 (令和5年度)					
期末手当	市長	4.45 月分					
	副市長	4.45 月分					
	議長	4.30 月分					
	副議長	4.30 月分					
	議員	4.30 月分					
区分		算定方法		1期の手当額		支給時期	
退職手当	市長	給料月額×在職月数×0.35		15,565,200円		任期毎	
	副市長	給料月額×在職月数×0.25		9,600,000円		任期毎	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

区分		給料月額等（円）	
		（参考）類似団体における最高/最低額	
給料	市長	1,130,000	643,500
	副市長	930,000	718,300
報酬	議長	724,000	463,000
	副議長	660,000	420,000
	議員	606,000	400,000

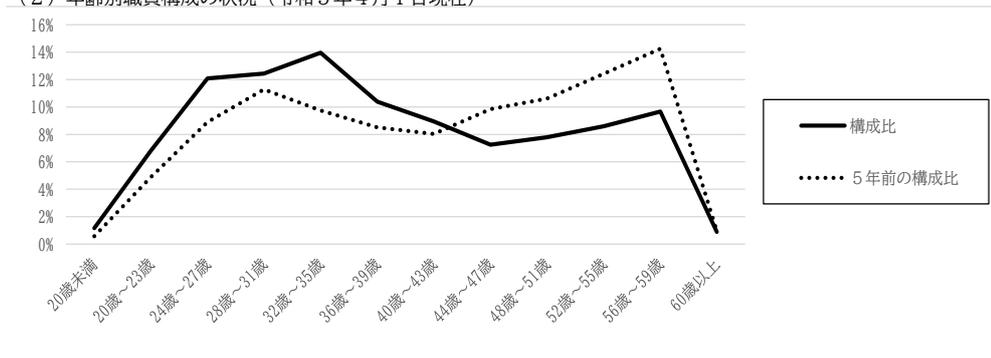
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（令和5年4月1日現在）

区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和4年	令和5年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	11人	11人	0人	
		総務	164人	164人	0人	
		税務	55人	56人	1人	固定資産税業務強化
		労働				
		農水	10人	10人	0人	
		商工	14人	14人	0人	
		土木	109人	111人	2人	都市計画・整備事業強化 等
		計	363人	366人	3人	<参考>人口1万人当たりの職員数 17.6人
	部福 門社	民生	254人	261人	7人	障害者就労支援業務強化 等
		衛生	103人	103人	0人	
		計	357人	364人	7人	
	一般行政計		720人	730人	10人	<参考>人口1万人当たりの職員数 35.0人
	教育部門		137人	144人	7人	教育総務事務強化 等
消防部門		212人	213人	1人	前年度退職補充	
小計		1,069人	1,087人	18人	<参考>人口1万人当たりの職員数 52.2人	
公営企業等 会計部門	水道	17人	17人	0人		
	下水道	16人	16人	0人		
	その他	60人	62人	2人	国保徴収事業強化 等	
	小計	93人	95人	2人		
合計 [条例定数]		1,162人 [1,368人]	1,182人 [1,368人]	20人		

※人口1万人当たりの職員数は、令和5年1月1日現在の住民基本台帳人口に基づくものです。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	12	91	139	163	158	141	107	83	78	88	97	25	1,182人
内訳													
男性	11	60	95	98	84	79	74	47	51	66	66	21	752人
女性	1	31	44	65	74	62	33	36	27	22	31	4	430人

(3) 職員数の推移

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	過去5年間	
							増減数	増減率
一般行政	663人	678人	678人	690人	720人	730人	67人	10.1%
教育	124人	126人	134人	132人	137人	144人	20人	16.1%
消防	187人	192人	199人	206人	212人	213人	26人	13.9%
普通会計計	974人	996人	1,011人	1,028人	1,069人	1,087人	113人	11.6%
公営企業等会計	82人	82人	91人	89人	93人	95人	13人	15.9%
総合計	1,056人	1,078人	1,102人	1,117人	1,162人	1,182人	126人	11.9%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7. 公営企業職員の状況

(1) 水道・下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

事業	区分	総費用 A (千円)	純損益又は実質収 支 (千円)	職員給与費 B (千円)	総費用に占める職員 給与費比率 B/A (%)	(参考) 3年度の総費用に 占める職員給与費 比率 (%)
水道事業	令和4年度	3,168,646	930,558	108,094	3.4	3.4
下水道事業	令和4年度	3,552,165	155,748	69,155	1.9	2.2

事業	区分	職員数 A (人)	給与費				1人当たり 給与費 B/A (千円)
			給料 (千円)	職員手当 (千 円)	期末・勤勉手当 (千 円)	計 B (千円)	
水道事業	令和4年度	21	74,229	16,081	29,871	120,181	5,723
下水道事業	令和4年度	18	57,766	14,197	24,846	96,809	5,378

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費には、再任用職員（短時間勤務）を含み、上下水道事業管理者、会計年度任用職員は含みません。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢 (歳)	基本給 (円)	平均月収額 (円)
水道事業	42.7	308,669	487,576
下水道事業	43.6	279,273	446,027
団体平均	水道事業	45.7	335,310
	下水道事業	44.3	330,766

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

	水道事業		下水道事業	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
1人当たり平均 支給額（令和4 年度決算）	1,422,430円		1,380,309円	
令和4年度支給割合 (再任用職員)	2.40 月分 (1.350 月分)	2.00 月分 (0.950 月分)	2.40 月分 (1.350 月分)	2.00 月分 (0.950 月分)
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算7%~20% (令和4年 度)		職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算7%~20% (令和4年 度)	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

	水道事業		下水道事業	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加 算措置	定年前早期退職特例措置（2%~ 20%加算）		定年前早期退職特例措置（2%~ 20%加算）	
1人当たり 平均支給額	-	-	-	-

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均値です。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）	10,294千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	263,954円
支給対象地域	全地域
支給率	7.3%
支給対象職員数	38人
一般行政職の支給率	7.3%

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

区分	全職種
支給実績（令和4年度決算）	60,000円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	60,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）	2.6%
手当の種類（手当数）（令和5年4月1日現在）	5

手当の名称	主な対象職員及び支給対象業務	支給実績（令和4年度決算）	左記職員に対する支給単価	
電気主任技術者手当	自家用電気工作物主任技術者である者	-	月額	5,000円
水道技術管理者手当	水道技術管理者である者	60,000円	月額	5,000円
危険手当	人体に影響を及ぼす勤務に従事した者。ただし、機械管理員がその本来的業務において人体に危険を及ぼす業務に従事する場合を除く	-	日額	300円
緊急業務手当	勤務時間外の緊急事故処理に出動した者	-	1回	2,000円
徴収手当	公共下水道の使用料等の徴収に従事した者	-	日額	400円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	3,041千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	53千円
支給実績（令和3年度決算）	4,725千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	197千円

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	流山市における手当の内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	支給実績（令和4年度決算）（千円）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）（円）
扶養手当	○配偶者6,500円 ○配偶者以外の扶養親族子10,000円 子以外6,500円 (16歳～22歳の子1人につき、5,000円加算)	同じ	3,136	261,306
住居手当	借家の場合（家賃16,000円を超える場合に限る）家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同じ	3,329	302,678
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 6か月を超えない期間で低廉な定期券・回数券等の価格を一括支給 ○乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて5,100円～32,830円を支給	同じ	3,409	100,264
管理職手当	○6級～8級の管理職に支給 8級（部長相当職） 87,800円 7級（課長相当職） 69,700円 6級（課長補佐相当職） 56,300円	同じ	5,887	735,900
休日勤務手当	○祝日に勤務した職員に通常の時間単価に135/100を乗じた額を支給 ○年末年始に勤務した職員に通常の時間単価に150/100を乗じた額を支給	同じ	8	3,825
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時～翌日午前5時）に勤務した職員に通常の時間単価に25/100を乗じた額を支給	同じ	0	0
管理職員特別勤務手当	管理職が、臨時又は緊急の必要等により平日深夜（午前0時～午前5時）又は週休日等に勤務した場合に支給 ○週休日等の場合 勤務1回につき、職務の級に応じ4,000円～10,000円（6時間を超える勤務は5割増） ○平日深夜の場合 勤務1回につき、職務の級に応じ2,000円～5,000円	同じ	3	3,000